

令和3年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
5	R3. 7. 19	R3. 9. 17	東京都個人情報保護審査会に係る意見書、要望書、反論書、口頭意見陳述申立書、口頭意見陳述申出書、意見書の提出期限延長のお願い				1				1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	生活文化局広報 広聴部情報公開課
6	R3. 7. 19	R3. 9. 17	口頭意見陳述について（回答）（諮問第〇〇号外49件） 口頭意見陳述申出書 審査請求書				1				1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	生活文化局広報 広聴部情報公開課
7	R3. 9. 15	R3. 9. 17	一般財団法人〇〇から提出された次の書類 平成30年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表 令和元年度の貸借対照表、正味財産増減計算書内訳表	11	1																生活文化局都民 生活部管理法人課
8	R3. 9. 9	R3. 9. 22	QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得について（3生私行第3834号） マイナンバーカードの取得状況と取得促進の取組に係るアンケート調査について（令和3年度）（3生私行第394号） マイナンバーカードの健康保険証の利用申込の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）（3生私行第1095号）	26	1																生活文化局私学 部私学行政課
9	R3. 9. 10	R3. 9. 22	①学校法人〇〇が設置する学校の学則（都が所有する最新のもの） ②学校法人〇〇の理事長・理事・評議員・監事変更届（最新の物から過去3年分） ③学校法人〇〇の財務諸表（最新の物から過去3年分）				1													①当該公文書は、学校法人〇〇が〇〇区に設置する各種学校の学則である。東京都では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、私立各種学校の事務は区の所管となっている。このため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 ②理事長・理事・監事変更届は3年保存の公文書であり、平成30年度以降作成及び取得しておらず、存在しない。評議員変更届は、法令上所轄庁に提出を要する書類ではないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 ③当該公文書は、法令上所轄庁に提出を要する書類ではないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学 部私学行政課

令和3年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	R3.9.9	R3.9.23	東京都小金井市が舞台となった作品である『おちこぼれフルーツタルト』を利用した小金井市の「町おこし」事業について、都に寄せられた意見及び都の対応が分かる一切の文書				1												当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局広報広聴部情報公開課
11	R3.8.17	R3.9.30	平成31年2月20日付30生消取第942号「不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項に基づく措置命令」 平成31年2月20日付30生消取第943号「不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項に基づく措置命令」	9	1															生活文化局消費生活部取引指導課
12	R3.8.17	R3.9.30	平成31年2月7日付決定30生消取第942号「不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項に基づく措置命令（〇〇株式会社）」 平成31年2月7日付決定30生消取第943号「不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項に基づく措置命令（株式会社〇〇）」 平成31年2月13日付30生消取第917号「不当景品類及び不当表示防止法に係る注意について（通知）」 平成31年1月29日付決定30生消取第917号「不当景品類及び不当表示防止法に係る注意について（通知）」	75		1													（7条2号） 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号） 公にすることにより、事業者が特定され、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号） 事業者が行った表示に対する都の評価ないし都が行う景品表示法違反事件に係る行政処分等の判断基準及び事務処理方法等であり、公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 行政処分等を行うための調査は、非公開で行うこととしており、調査方法及び情報収集手段を公にすると、正確な事実の把握が困難となり、調査に支障をきたすおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 景品表示法違反事件に係る文書注意を受けたことを公にした場合、同法に基づく行政処分を行い、処分内容を公表した場合と同様に、当該事業者の社会的評価を低下させることとなるなど、事業者による自主的な改善という指導目的が達成できなくなり、今後の指導事務に支障をきたすおそれがあると認められるため	生活文化局消費生活部取引指導課